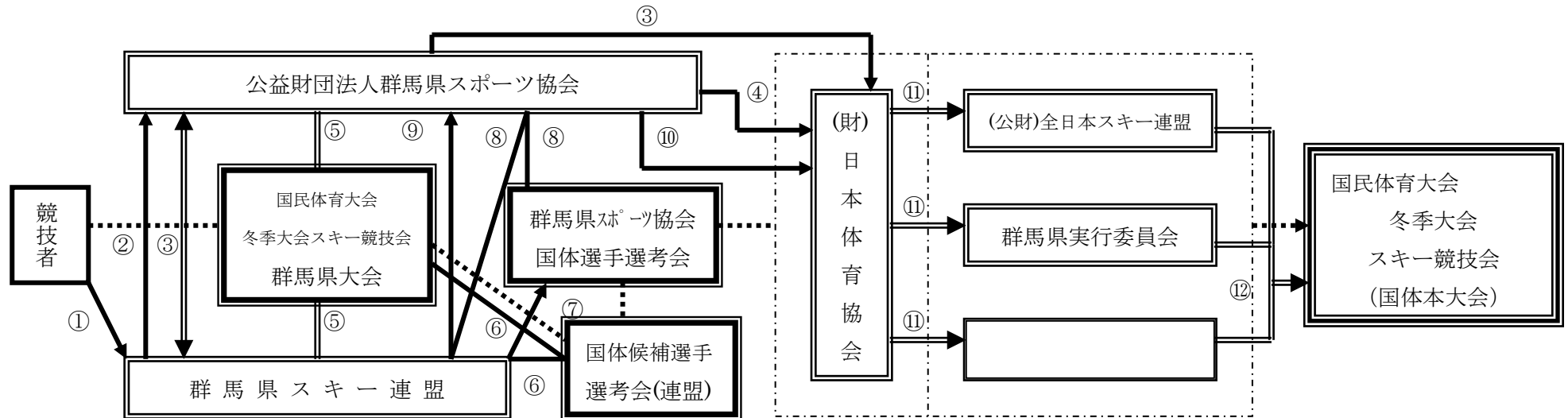


国民体育大会ふるさと選手制度

平成 16 年 4 月 13 日

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第 3 項 [本則第 7 項第 2 号及び第 9 項第 7 号 (参加資格及び年齢基準等)] に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする
3. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
4. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項-(1)-①-ウ (国内移動選手の制限) に抵触しないものとする。
5. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回までとする。
6. 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申し込み締切り期日までに、財団法人日本体育協会宛に提出する。
7. 本制度は、平成 17 年第 60 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会から適用する。

[ふるさと選手制度] の登録の流れ



説明 (.....は、競技者が本大会へ参加するまでを表す)

- ① [ふるさと選手制度] を利用する競技者は、別に定める様式1に基づき、指定された期日までに届を2部群馬県スキー連盟に届け出る。
- ② 群馬県スキー連盟は、提出された届書の内容を確認した上で、1部を保管、1部を公益法人群馬県スポーツ協会へ提出する。
- ③ 群馬県スポーツ協会と群馬県スキー連盟は、提出された[ふるさと選手登録届]により、情報を共有する。
- ④ 群馬県スポーツ協会は、提出された[ふるさと選手登録届]を様式2に取りまとめの上、様式1[ふるさと選手登録届]の写しと併せて日本体育協会に送付する。
- ⑤ 群馬県スポーツ協会と群馬県スキー連盟は、第 回国民体育大会冬季大会スキー競技会群馬県大会を開催する
- ⑥ 群馬県大会の成績を基に、群馬県スキー連盟競技本部で国民体育大会群馬県代表候補選手を選考する。
- ⑦ 選考された候補選手を群馬県体育協会国体推進委員会に推薦し、推進委員会で国体群馬県代表選手を選考する。
- ⑧ 選考された群馬県代表選手を群馬県スポーツ協会理事会の諮り、承認を受ける。
- ⑨ 承認された群馬県代表選手の参加申込書はじめ、関係書類を作成し群馬県体育協会に提出。
[ふるさと選手]として本大会に出場する選手については、様式2により届出する。
- ⑩ 群馬県スポーツ協会は、提出された関係書類に本部関係書類を添えて日本体育協会へ参加申し込みを行う。
- ⑪ 申し込みを受けた日本体育協会は、資格等審査した上で関係資料を全日本スキー連盟、開催地(県及び村)実行委員会へ配布する。
- ⑫ 配布された資料をもとに、開催地実行委員会ではプログラム作成等を行い、本大会を開催する。

ふるさと登録届

群馬県スポーツ協会 松本 博崇 殿

新規 ・ 継続

群馬県スキー連盟会長 林 辰男 殿

届出日：平成 年 月 日
 (ふりがな)
 印
 [性別] 1. 男 2. 女 *いずれかに○印を付けること
 [生年月日] 年 月 日

国民体育大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を【群馬県】として、次の通りお届けします。

1. 参加競技名 (種別及び種目名を含む)

スキー	競技	種別	種目
-----	----	----	----

2. 現住所

(ふりがな)	電話番号
〒	

3. 連絡先

(ふりがな)	電話番号
〒	

4. 「ふるさと」に関する確認事項

(1) ふるさと登録の利用

利用回数
1. 初回
2. 2度目

*1. または2. のいずれかに○印

(2) 前回大会出場の所属都道府県名

第 回	県
-----	---

* 前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県を記載

(3) 卒業した学校名

(ふりがな)	卒業年月日
	平成 年 月 卒業

*○○高校または○○中学校など学校名を明確に記載すること。

(4) 卒業した学校の所在地

(ふりがな)	電話番号
〒	

*都道府県名から記載すること。